

鴨川の土木学会選奨土木遺産認定について

令和元年12月20日
京都府京都土木事務所

公益社団法人土木学会が選奨する土木遺産に鴨川が認定されましたので、御報告します。

記

1 認定施設の概要

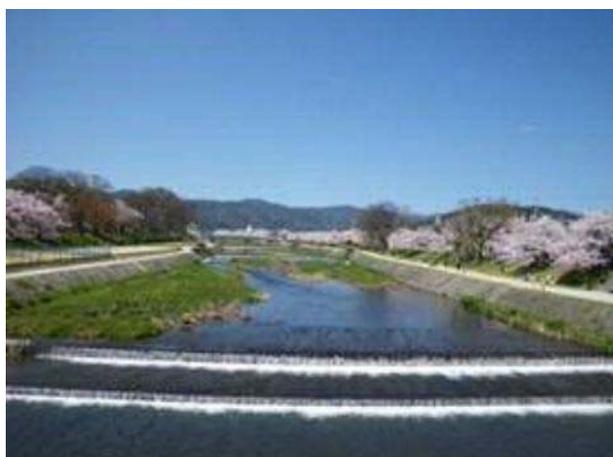
- (1) 名称
賀茂川・鴨川河川構造物群（かもがわ・かもがわかせんこうそうぶつぐん）
- (2) 所在地
京都府京都市北区、左京区、東山区、上京区、中京区及び下京区
柘野堰堤から七条大橋付近（約10km）までの「玉石張・雑割石練積低水護岸」、
「床止堰堤」及び「みそゝぎ川」の構造物
- (3) 竣工年
1947（昭和22）年
ただし、左岸の七条大橋から三条大橋間（約2.3km）は、1999（平成11）年に改修工事完了
- (4) 選奨年
2019（令和元）年（9月25日土木学会が記者発表）
- (5) 選奨理由
戦前に景観に配慮した設計を行い、我が国有数の河川景観と親水空間創出に貢献した貴重な土木遺産である。

2 土木遺産とは

- ・土木遺産とは、土木学会が社会へのアピールやまちづくりへの活用などを目的に歴史的土木構造物を認定し、顕彰するもの。
- ・平成12年度に制度が創設され、毎年20件程度を追加。（昨年度までに、全国で394件認定）
- ・府が管理する施設としては、今回、初めての認定。（他に上津屋橋（流れ橋）が認定）
- ・認定に伴う河川管理上の支障がないことは、確認済。

3 今後の予定

- ・令和元年12月19日 土木遺産銘板が土木学会から交付（写真下右）
- ・令和2年 3月中 銘板を次の3箇所に掲示
 - ・三条大橋下流右岸スロープ下
 - ・四条大橋下鴨川ギャラリー
 - ・半木の道入口（北山大橋側）



（代表写真）北山大橋上流



土木遺産銘板



風致維持に配慮した、雑割石張巻天端の低水護岸
(三条大橋下流)



巻天端の低水護岸に腰掛ける人々 (2018年5月21日、筆者撮影)



雑割石の貼られたみそとぎ川の河床と護岸
(2018年5月21日、筆者撮影)



曲線と石積・石張で構成された床止堰堤

筆者：関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 准教授 林 倫子氏

京都府内における
土木学会推奨土木遺産(20件)

